

国際規格(CISPR16-2-1第2版)と国内規格答申案との比較

番号	国際規格(CISPR16-2-1)の項目	答申案	相違の理由
1	3.8 妨害波	削除	定義が抽象的。IEVで規定されており、あえて定義不要。
2	3,9 同軸ケーブル	削除	公知の事実。
3	3.10 コモンモード電圧(非対称妨害波電圧) (各線に関する非対称電圧のベクトル和)	3.8 コモンモード電圧(非対称妨害波電圧): 2導体線の仮想中性点と基準接地との間の無線周波電圧(各線に関する一線大地間電圧のベクトル和の $1/2$)。2を超える多数の線に関しては、全ての線をまとめて規定の終端インピーダンスで接地し、その場所において電流変換器を用いて測定した基準接地に対する線全体の実効的な無線周波妨害波電圧(一線大地間電圧のベクトル和)。	物理的に正確に記した。
4	3.14 注: IEV 161-04-13 参照。	削除	V端子電圧の代わりに「1線大地間電圧」を使用したため、V端子電圧を定義しているIEVは不要。

番号	国際規格(CISPR16-2-1)の項目	答申案	相違の理由
5	<p>3.16 擬似電源回路網(AMN) 供試装置の電源線に挿入する回路網で、妨害波電圧を測定する際に、規定の周波数範囲で、規定の負荷インピーダンスを与え、かつ電源から供試装置を高周波的に分離するもの。</p> <p>[IEC 161-04-05]を参照。(*1)</p> <p>注：一線大地間電圧を測定するためのV型回路網(V-AMN)、平衡および不平衡電圧を測定するためのΔ型回路網の二つの基本的な擬似電源回路網がある。線路インピーダンス安定化回路網(LISN)とV-AMNという語彙は同義語として使用する。無線妨害波に関する製品刊行物の中ではΔ型回路網は使用されていないため、本編ではAMNという語彙はV-AMNに対して使用する。(*2)</p>	<p>(*1) 2重取り消し線の部分を削除。</p> <p>(*2) 2重取り消し線の部分を削除</p>	<p>(*1) 冗長な記述であり不要。</p> <p>(*2) 2重取り消し線の部分はこの用語に該当しない。</p>
6	<p>3.17 重み付け(準尖頭値検波) 尖頭値検波を行ったパルス電圧を、重み付け特性を利用してパルス性妨害波に起因する心理的な影響(聴覚的あるいは視覚的なもの)に対応する指示値に変換することであり、これは繰り返し周波数に依存する。あるいは、妨害波レベルまたはイミュニティレベルを評価する際の規定方法。</p> <p>注1. 重み付け特性は、CISPR16-1-1(*1)に規定する。</p> <p>注2. 妨害波レベルおよびイミュニティレベルは、</p>	<p>(*1) 引用規格(3)に変更</p> <p>2重取り消し線の部分を削除。</p>	<p>冗長な記述であり不要。</p>

番号	国際規格 (CISPR16-2-1) の項目	答申案	相違の理由
	IEC50(161)のレベルの定義による要求事項に従って評価する (IEV 161-03-01, IEV 161-03-11, IEV 161-03-14 参照)。		
7	<p>3.18 連続性妨害波</p> <p>測定用受信機の間周波出力段において、200ms より長い持続時間を持つ無線周波妨害波であって、準尖頭値検波測定用受信機の指示計の振れが直ちに減衰しないもの。</p> <p>注 1 [IEV 161-02-11 修正参照]。注 測定用受信機は、CISPR16-1-1 に規定する。</p>	2重取り消し線の部分を削除。	冗長な記述であり不要。
8	<p>3.19 不連続性妨害波</p> <p>計数クリックの測定において、測定用受信機の間周波出力段で、200ms より短い持続時間の妨害波であって、準尖頭値検波測定用受信機の指示計に過渡的な振れを起こすもの。</p> <p>注 1 インパルス妨害波については IEV 161-02-08 参照。</p> <p>注 2 測定用受信機は、CISPR16-1-1 に規定する。</p>	2重取り消し線の部分を削除。	冗長な記述であり不要。
9	<p>5.3</p> <p>L : nH で表した導体のインダクタンス</p> <p>l, b, c : cm で表した導体の寸法</p> <p>もし、上で述べた長さ条件を満足できない場合には、可能な限り幅を大きく取ること。(</p>	2重取り消し線の部分を削除。	冗長な記述であり不要。

番号	国際規格 (CISPR16-2-1) の項目	答申案	相違の理由
10	<p>5.3 測定周波数範囲における PE チョークと表面電流抑制素子の高周波インピーダンスは、擬似電源回路網の接地インピーダンスと比較して高いこと。定格電流 36 A、1.6 mH のインダクタンスの PE チョークが市場で入手できる。ただし、CISPR16 第1部第2編 の中では規定していない。挿入損失は付則 E に従って試験できる。(*1) PE チョークを組み込んだ擬似電源回路網も入手できる。チョークを流れる直流または低周波の電流による PE チョークの飽和を防止するため、PE と RGP の電位差が最小となるよう注意すること。(*2)</p>	<p>(*1) の部分を削除。 (*2) の部分を削除。</p>	<p>(*1) 単なるデータであり、答申に馴染まないので削除。 (*2) 電流は流れなく、飽和は無いので、削除。</p>
11	<p>6.2.2 もし、この合成値が許容値を超える場合、別の方法、例えば帯域幅の減少、周囲雑音の影響除去手法の適用、周波数の変更など(周囲雑音が存在する中での妨害波測定に対して推奨する手順を CISPR 16 第2部第3編:2006 の付則 A に規定する)で測定を行うこと。</p>	<p>削除</p>	<p>測定帯域幅を規定の値から変更することや、影響除去方法の適用は、測定結果の誤差の増大や結果の判定に誤解を招くことになる。また、16-2-3 の答申では、付則 A は削除されている。</p>
12	<p>6.5.3 妨害波継続時間の測定 正確な測定を行うために妨害波の継続時間を測定して、妨害波が不連続性であるかを判断する必要がある。供試装置は適切な擬似電源回路網に接続するこ</p>	<p>削除</p>	<p>6.5.2 項の「14-1 を参照」で十分である。</p>

番号	国際規格 (CISPR16-2-1) の項目	答申案	相違の理由
	<p>と。この擬似電源回路網に測定用受信機を接続し、その中間周波出力にオシロスコープを接続する。オシロスコープの代わりに測定用受信機のゼロスパンあるいは時間分析機能を使用しても良い(図 3 参照)。あるいは、測定用受信機を使用しない場合、オシロスコープを擬似電源回路網に直接接続する。オシロスコープの時間軸掃引は被試験妨害波によって開始する方がよい。スイッチングが速い供試装置の場合、時間軸は 1 ms/div から 10 ms/div の範囲に設定する。また、それ以外の供試装置の場合は、10 ms/div から 200 ms/div の範囲に設定する。妨害波の継続時間はデジタルオシロスコープにより直接記録するか、あるいは表示画面を記録する。</p>		
13	<p>7.1 一束の線に関する電圧/電流のベクトル和</p>	削除	3. 8 および 3. 9 で既に定義されているので不要。
14	7.3.2.2 c)	T 型回路網を加える	Y 型回路網は 16-1-2 では T 型回路網と呼ばれている。
15	<p>図 6 の注 3. 供試装置は一つの AMN に接続すること。AMN および ISN の測定用出力端子で、測定用受信機を接続しない端子は 50 Ω で終端すること。AMN は供試装置から 80 cm 離して水平接地面に直接置き、垂直接地面が基準接地面の場合には垂直接地面から 40 cm だけ離して設置する(図 7a 参照)。水平接地面を基</p>	2重取り消し線の部分を「水平」に変更。	技術的な間違い。

番号	国際規格 (CISPR16-2-1) の項目	答申案	相違の理由
	<p>準接地面(供試装置の下 40 cm のところにある)としている場合(図 7b を参照)、すべての AMN を、供試装置から 80 cm 離して垂直接地面に配列する。80 cm の距離を維持するために、AMN を横方向に移動させなければならないこともある。すべての試験補助装置は第 2 の AMN(必要とする電源供給能力があれば) に接続する。1 個の AMN で必要な電源供給ができない場合には、いくつかの AMN を使用しても良い。</p>		
16	<p>7.4.1 末尾の注 注記： 束ねるか、または無誘導的蛇行のどちらが適しているかの判断規定は規格から削除された。以前の版での規定内容は単純化のために保留されている。無誘導的蛇行手順は束ね手順に比べてインダクタンスが小さくなるが、共振を防止することはできない。このため、この問題は別のプロジェクトで論議する。</p>	削除	審議経過を表した説明文であるため、答申にそぐわないので削除。
17	<p>7.4.2.7 注 3 測定および許容値の適用に関する最終決定は、関連する CISPR 製品規格に従って行うこと。</p>	削除	当然のことであって、答申には不要。
18	<p>7.5.1 被試験システムの導線上の妨害波電圧は、可能ならば擬似回路網で測定すること。電流が 50 A 以下であれば、全く容易に擬似電源回路網を使用することができる。擬似回路網は、可能であれば被試</p>	2重取り消し線の部分を削除。	明らかな間違い。擬似回路網と EUT の距離は 80cm と規定されている。

番号	国際規格 (CISPR16-2-1) の項目	答申案	相違の理由
	<p>験システムから 80cm 以内に配置すること。多導体電源回路の各線は、擬似電源回路網を通して配線すること。各擬似回路網は測定用端子のところで 50Ω 抵抗で終端されていること。</p>		
19	<p>7.5.2.3 周波数範囲 0.15 MHz から 30 MHz においては、個別に電源供給されている他の装置の安全用接地導体は、50 μH 擬似回路網を用いて供試装置から分離すること。通常 of 擬似電源回路網をこのようにフィルタとして使用する場合は、回路網の電源入力端子は基準接地面に接続すること。</p>	<p>2重取り消し線の部分を「接地端子」に変更。</p>	<p>技術的な誤り。</p>
20	<p>7.5.3 装置間の接続線が両端で完全に固定されており、かつ 2 m より短い場合や遮蔽されている場合には、測定を行う必要はない。ただし、遮蔽接続線の場合、その両端は基準接地、すなわち装置の金属筐体に接続されていること。</p>	<p>2重取り消し線の部分を削除。</p>	<p>装置の金属筐体は必ずしも基準接地に接続されていないため、削除。</p>
21	<p>8.2 一般的測定手順 測定対象の全周波数範囲において、準尖頭値検波器を用いて妨害波の最大値を探查すると、膨大な試験時間を要することとなる(6.5.1 参照)。アンテナ高さ掃引のような時間を消費する作業過程は、個々の妨害波周波数に対して必要としない。</p>	<p>2重取り消し線の部分を削除。</p>	<p>伝導妨害波測定にアンテナは使用しないので当該部分を削除。</p>

番号	国際規格 (CISPR16-2-1) の項目	答申案	相違の理由
	従って、尖頭値検波器を用いて全周波数範囲を事前掃引し、その測定値が許容値を超えるか、または許容値に近いような周波数に限定して準尖頭値測定を行い、最大値を測定すべきである。		
22	8.5 妨害波の最大値検出と本測定 本測定では、準尖頭値検波および または 平均値検波を用いて適切な時間（測定値が許容値付近で変動する場合、少なくとも15秒間）測定し、妨害波の振幅を決定する。	2重取り消し線の部分を削除。	伝導妨害波測定では、準尖頭値検波と平均値検波の両方を使用するため
23	Table A1 及び A2 の最右欄	∞ を ω に変更	技術的に明らかな間違い。